

平成29年度第2回海津市総合教育会議議事録

1 日 時 平成30年2月13日（火）午後4時から午後5時

2 場 所 海津市役所東館4階 災害対策本部室

3 出席者の氏名

海津市長	松永清彦
海津市教育委員会教育長	中野 昇
海津市教育委員会教育長職務代理者	森 圭子
海津市教育委員会教育委員	大橋 利
海津市教育委員会教育委員	伊藤亮一
海津市教育委員会教育委員	大津由佳

4 調査、説明等のために出席した者の氏名

総務部長	青木 彰
総務部総務課長	寺村典久
総務部企画財政課長	近藤三喜夫
教育委員会事務局事務局長	伊藤精治
教育委員会事務局教育総務課長	伊藤一人
教育委員会事務局学校給食センター所長	金森健吉
教育委員会事務局学校教育課長	日比光治
教育委員会事務局こども課長	高木みち代
教育委員会事務局社会教育課長	大倉光好
教育委員会事務局図書館・歴史民俗資料館館長	加賀慎治
スポーツ課長	日比佳克
書 記：教育委員会事務局教育総務課	戸島澄子

5 傍聴者

な し

6 協議事項

- (1) 要保護・準要保護の現状と課題について
- (2) 平田地区体育館の現状と課題について

発言者	発言内容
伊藤教育総務課長	本日は、大変、お忙しいところ、平成29年度第2回海津市総合教育会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 この会議は、市長と教育委員会の意思の疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有するため、相互の連携を図りつつ、一層、民意を反映した教育行政を推進していくために開催するものです。よろしくお願いします。 はじめに、松永市長よりごあいさつを申し上げます。
松永市長	平素から教育行政に力を注いいただき感謝申し上げます。 1 協議事項 (1) 要保護・準要保護の現状と課題についてと (2) 平田地区体育館の現状と課題についてです。よろしくお願いします。
伊藤教育総務課長	会議の終了は午後5時の予定をしておりますのでお願いします。それでは議題に移らせていただきます。 これより先の進行は、市長に議長をお渡ししますのでよろしくお願いします。
松永市長	はじめに、議題の (1) 要保護・準要保護の現状と課題について学校教育課長に説明を求めます。
日比学校教育課長	資料1により説明します。 要保護・準要保護の現状からご説明をいたします。学校教育法第19条の規定に基づき経済的な理由によって就学困難と認められる児童、生徒の保護者に対して教育に係る費用の一部を援助するものです。要保護者は、生活保護法に規定するものですので、社会福祉課で所管しています。準要保護者につきましては要保護者に準ずる程度に経済的に困窮していると教育委員会が認めるものとしていますので、学校教育課で所管しています。その基準は、海津市就学援助給付内規程に掲げてありますように収入額／需要額が1.3以内としています。支給額のめやすは国の定めに基づいて定額のものの実費のものがあります。準要保護については国からの補助はありませんので一般財源となっています。給食費は実費、修学旅行・校外活動費は上限を設けています。申請手続きは各家庭に年度初めにお知らせしています。平成29年度までの支給状況ですが、準要保護児童生徒の全校生徒に対する割合は平成18年度に2.6%でしたが、平成26年度と平成27年度は6.3%でした。平成29年度には5.8%になっています。ちなみに岐阜県全体としては7.3%です。続いて、課題となっていることは、支給項目や支給額、認定基準についてです。現在は市町

発言者	発言内容
	村の単独事業となっていますので、自治体によっては支給項目や支給額が異なっています。また、認定基準は平成28年7月に県社会保障推進協議会が調べて回答があったところの内訳ではありますが、1.3は海津市を含めて13市町で、1.5が14市町村、2.5が1町でした。項目についてですが、今年度から海津市は中学入学前に新入学用品費を支給する事業を開始しましたが、小学校入学前支給は検討中です。国は平成29年度要保護児童生徒援助費補助金として、入学前児童生徒学用品費の支給ができるよう規則を変えましたという通知が送付されてきています。海津市教育委員会から就学援助費受給中の小学校6年生の保護者には文書で中学校入学前支給のお知らせをしているところです。岐阜県内で実施している、検討している市町村の数です。小学校は12、中学校は19が実施しているようです。小学校入学前支給については支給対象が就学前の児童なので規則の改正が必要になります。また、認定の審査についても方法を研究する必要があるということで検討中としています。
松永市長	それでは、ご意見を伺います。
伊藤教育委員	支給基準について緩和すると市の一般財源が増えると思われますので強い要望がなければ現状の1.3のままで良いのではないかと思います。
森教育委員	私も伊藤委員の意見に賛成です。数値が満たしていなくて教育委員会で承認しなくても、状況に応じて再申請も認めていますので現状維持のままで良いと思います。
大橋教育委員	私も現状の1.3で良いと思います。
伊藤事務局長	県の平成28年の事務局長会でも、この議題が上がりましたが、県内の21市では海津市と同じ生保基準の1.3倍が8市、1.5が7市、無回答が6市ありました。全国的には1.5は10%以下しかないのに対して、岐阜県は意外と手厚いところが多いと感じました。また、1.3倍は37%あって、これ以下も23.8%あり、本市の1.3倍は中位にあたり、当分の間は見直しの必要はないと考えます。
松永市長	新入学学用品費の入学前支給の小学校前の支給は岐阜県内は実施しているところはあるですか。
日比学校教育課長	県内市町村はほとんどが検討中ということです。30年度からの実施に向けて規則改正をしていると思われます。完成したものはまだ入手中ではありません。

発言者	発言内容
	小学校6年生は現在も認定されている児童ですから、その家庭の3期分支給として支給すればいいので対応ができますが、年長の子に対しては認定の事務の制度から作る必要があります。
森教育委員	国が可能であれば市も同様に、なるべく早い時期に進めていただけるよう研究していただけたらと思います。
日比学校教育課長	他市町の情勢も参考にしながら研究していきます。
伊藤教育委員	規則を改正して準備をしておいて、いつでも申請できるよう体制は整えておいた方がいいと思います。先に支給したほうが効果的ではありますが、そうすると認定こども園の春の間に申請しないといけませんね。
日比学校教育課長	そうです。ただ、こども園に行っていない子もいるので、周知を図る必要があります。
中野教育長	事務が大変になります。
松永市長	事務は教育委員会で行うのですか。
日比学校教育課長	学校教育課で担当します。
松永市長	認定こども園で事務をすることはできないのですか。
日比学校教育課長	制度は小中学校に在籍している児童生徒対象なので、学校教育課所管と考えていますが、在籍している子ではないので規則を変えて対応します。
松永市長	わかりました。 その他、ご意見はありませんか。 (1) 要保護・準要保護の現状と課題についての①支給基準については現状の1.3を基準とするということと、②新入学学用品費の入学前支給については前倒しで支給させていただくように事務を進めてもらうということによろしいか。
全委員	よろしい。
松永市長	(1) 要保護・準要保護の現状と課題についての①支給基準については現状の1.3を基準とするということと、②新入学学用品費の入学前支給については前倒しで支給させていただくように事務を進めてもらうということとします。 (2) 平田地区体育館の現状と課題についてスポーツ課長に説明を求めます。
日比スポーツ課長	現状は、社会体育施設は市内に20ヶ所あり、それをスポーツ課で維持管理して利用していただいています。平田町には平田体育館の他に脇野

発言者	発言内容
	体育館、三郷体育館、高田体育館、蛇池体育館、勝賀体育館の5つの地区体育館があります。その中の脇野、三郷、勝賀は集会所と併設していて、高田と蛇池は単独であります。平田体育館も、この5つの地区体育館も耐震診断は実施されていません。昭和54年から昭和56年かけて建築されています。利用状況は平成24年度は540件でしたが平成28年度は38件、29年度2月1日現在で19件となってきました。高田体育館についての利用内容については自治会で4回、バレーボールで1回、大垣ボーイズが8回使用しています。勝賀体育館は自治会で5回、消防で1回の利用です。どの施設も建設後40年近く経過していますので、第2次総合計画では平田体育館の耐震補強等、老朽化したスポーツ施設の計画的な長寿命化を推進していくとありますが、この利用状況からして地区体育館を改修するには疑問がありますので課題としてあげさせていただきました。体育館としての利用が少なくなったということで、地元の意見もお聞きして、普通財産に切り替えていくことも考えていますのでよろしくお願いします。
松永市長	建築年度を個々に教えてください。
日比スポーツ課長	平田体育館が昭54年、蛇池体育館が昭和53年、三郷体育館が昭和54年、高田・脇野。勝賀体育館は昭和56年です。
伊藤事務局長	昭和56年6月1日から改正建築基準法が施行されており、それ以降は耐震性があります。昭和56年に建築された施設は、全て旧建築基準法で建築されていると思います。
日比スポーツ課長	体育館の施設の状況はバレーコートでようやく1面張れる広さのものばかりで、床面は反ってきています。
松永市長	地元の状況を聞かないといけないのではないのでしょうか。
森教育委員	勝賀体育館については地元のママさんバレーは解散しましたし、以前は海西小の野球スポーツ少年団も利用していましたが、最近是利用していないので、スポーツ施設としての利用はないと思いますが、自治会としての利用は避難訓練や3世代交流やお祭りの際に使用していますので、自治会として使わせていただきけるといいと思っています。
松永市長	勝賀体育館はそういう状況です。スポーツ課としては体育施設として改修はしないので平田体育館等へ行って使っていただきたいという提案ですか。
日比スポーツ課長	スポーツ課としては、平田体育館は平田地区の拠点の体育館なので耐

発言者	発言内容
	震補強をして残していく建物であると考えています。地区体育館については体育館として残すのであれば改修が必要になってきますが、そこまでの利用はないので普通財産にして地元と協議し、存続していく方法もあると考えています。
森教育委員	平田体育館はスポーツクラブの事務局があるので耐震補強をしていただけることは、ありがたいことだと思っています。
伊藤教育委員	先ほどの説明で平田体育館と南濃体育館は利用もありますので、教育施設として扱っていいと思いますが、他の平田地区の5体育館は教育施設としてではない利用が多いので、普通財産に変えて継続して自治会で活用していただくことが、望ましいのではないかと思います。そして老朽化していけば廃止なのかなと思います。耐震補強をしてまでも存続していくものではないでしょう。 企画財政課長の考えはどうですか。
近藤企画財政課長	地区体育館は、旧町の時に体力増進のために建設したものです。老朽化も激しいし修繕が必要かとも思いますが利用頻度が少ないので、財政的には廃止をしたほうがいいと思いますが、集会所と併設しているところもあるので自治会と協議をして、自治会管理にすることも一つの方法だと思います。
松永市長	海津町の平原の体育館はどうなっていますか。
日比スポーツ課長	自治会管理です。
松永市長	総務課長の考えはどうですか。
寺村総務課長	中途半端に自治会にお渡ししても修繕が必要になってきますので、使わないと決めたなら壊すべきだと思います。使うにしても市の事業に使用するような建物ではないと思います。ただ、総合計画にもスポーツ振興は残っていますし、スポーツ審議会やスポーツ推進計画があるのでそのこととの兼ね合いも考えていかないといけないのではないのでしょうか。
松永市長	その他、ご意見はありませんか。 合併特例債が延長になるかもしれないので期待しています。 (2) 平田地区体育館の現状と課題については、まず5地区の自治会長さんの話を聞いて、その後、協議していくということで、よろしいか。
全委員	よろしい。
松永市長	(2) 平田地区体育館の現状と課題については、まず5地区の自治会長

発言者	発言内容
	さんの話を聞いて、その後、協議していくということとします。 3 その他 ですが何かありますか。
全委員	ありません。
松永市長	ないようですので、事務局へ返します。
伊藤教育総務課長	これで総合教育会議を終了します。本日はありがとうございました。

閉会 午後 5 : 0 0